

日本子ども虐待防止歯科研究会 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は日本子ども虐待防止歯科研究会（Japanese Dental Society for Prevention of Child Abuse and Neglect）
JDSPCANとする。

(事務所)

第2条 本研究会は、事務所を大阪市中央区本町1-1-3に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本研究会は、こども虐待防止に関する学術の進歩並びに知識の普及をはかり、子どもの健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術雑誌の発行、図書の刊行および広報啓発活動
- (3) 内外の関連団体、機関との連携
- (4) 各種学術的調査研究
- (5) 専門的医療者の育成
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本研究会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員
本研究会の目的に賛同し、別に定める年会費を納める者
- (2) 賛助会員
本研究会の事業を賛助するために、別に定める年会費を納める個人または団体
- (3) 学生会員
本研究会の目的に賛同し、別に定める年会費を納める大学生
- (4) 名誉会員
本研究会のために功労のあった者で、理事会で推薦し、総会の決議を持って承認された者で、年会費は無料とする。

(入会)

第6条 正会員、賛助会員または学生会員になろうとする者は、定められた書式の入会申込書に必要事項を記入して、当該年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第7条 正会員、学生会員および名誉会員には次の権利がある。

- (1) 本研究会の刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けること。
- (2) 学術集会、その他本研究会の行う事業に参加すること。

(3) 正会員は被選挙権と議決権を有する。

(会員の義務)

第8条 会員には次の義務がある。

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 総会の議決を尊重する。

(任意退会)

第9条 正会員、賛助会員及び学生会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第4章 役員

第10条 本研究会には以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

第11条 役員は次の業務を務めるものとする。

- (1) 理事は理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 会長は規約で定めるところにより、研究会を代表し、その業務を執行する。副会長は理事会においてこの研究会の業務を分担執行する。
- (3) 監事は本会の会計および会務を監査する。

第12条 会長、理事、監事、顧問は理事会において選出し、総会において承認する。

第13条 役員任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

第5章 総会（構成）

第14条 総会は正会員をもって構成する。

第15条 理事会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第16条 学術集会は年1回開催する。

第17条 学術集会での研究発表の筆頭演者および共同演者は、本会の会員でなければならない。

第6章 会議

第18条 理事会は会長が招集し、主宰する。

第19条 総会は会員を持って組織する。尚、総会は年次学術集会の当日に開催し、その議長は会長または会長の指名した者がこれを務める。

第20条 賛助会員は総会における発言および議決権を有しないものとする。

第7章 会費及び会計

第21条 年会費は別途定めるものとする。

第22条 本研究会の収支予算及び決算は、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第23条 本研究会の会計年度は1月1日に始まり、同年の12月31日に終わる。

第24条 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第25条 会計業務は事務局において行う。

附 則

1. 本会則の改正は、理事会において出席者の過半数の同意をもって承認する。
2. この規約は、平成27年6月7日から施行する。

補 足

1. 本研究会が設立された年度の会計は2015年6月7日より2016年12月31日とする。
2. 年会費は次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 5,000円
 - (2) 賛助会員 1口 30,000円
 - (3) 学生会員 1,000円
3. 本研究会設立当初の役員の任期は第13条の規定に関わらず、平成27年6月7日から平成28年12月31日までとする。
4. 本研究会設立後当分の間若干名の顧問を置くことができる。